

○ 寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（支給額が零となる職員） 第四条 法第二条第三項第三号の総務大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 十（略） 十一 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている職員 十二（略）</p>	<p>（支給額が零となる職員） 第四条 法第二条第三項第三号の総務大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 十（略） （新設） 十一（略）</p>